

XYZ 丸亀モール (No.962)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 16 日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 株式会社秋山組 住 所 丸亀市飯野町東二 1591 番地
大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 XYZ 丸亀モール 所在地 丸亀市飯野町西分字川緑甲 584 番 1 外 65 筆
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】 株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤 利行 広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也 愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号 株式会社チヨダ 代表取締役 船橋 政男 東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号 小野株式会社 代表取締役 小野 兼資 高松市塩屋町 14 番地 5 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番 80 号 株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号 株式会社アベイル 代表取締役 島村 治伸 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号 タマホーム株式会社 代表取締役 玉木 康裕 東京都港区高輪三丁目 22 番 9 号

	<p>【変更後】 株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤 利行 広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号</p> <p>株式会社レデイ薬局 代表取締役 白石 明生 愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号</p> <p>株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</p> <p>株式会社オールストーン 代表取締役 寺田 美千雄 高松市牟礼町牟礼 3720-4</p> <p>小野株式会社 代表取締役 小野 兼資 高松市塩屋町 14 番地 5</p> <p>株式会社ニトリ 代表取締役 武田 政則 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号</p> <p>株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号</p> <p>※株式会社チヨダ及びタマホーム株式会社は退店 ※株式会社アベイルは株式会社しまむらに吸収合併</p>
変更の年月日	令和 2 年 2 月 21 日 外
変更する理由	小売業を行う者の変更

2 届出年月日 令和 2 年 6 月 8 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市文化部産業観光課

縦覧期間： 令和 2 年 6 月 16 日から令和 2 年 10 月 16 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 2 年 10 月 16 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ